平成２９年（フ）第９５９号
福岡市西区愛宕１丁目３番22号
債務者　木村　義明
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９６７号
福岡市早良区原４丁目23番６－208号
債務者　古賀洋太郎
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９６８号
福岡市早良区原４丁目23番６－208号
債務者　古賀富美子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９７０号
福岡市博多区博多駅東１丁目16番３－803号
債務者　白井あづみ
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９８２号
福岡市中央区港２丁目１番24－205号
債務者　谷本　沙紀
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９８９号
福岡市西区野方３丁目50番７号
債務者　深田奈緒子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９９８号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目３番18号
債務者　田中　良江
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０１６号
福岡市南区三宅３丁目９番25－225号
債務者　服部　桂子（旧姓長谷部）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０１８号
福岡市南区曰佐２丁目28番２－201号
債務者　大村　エリ
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０２２号
福岡市東区唐原５丁目１番27号
債務者　谷村　恵介
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０２３号
福岡市城南区七隈３丁目20番30－209号
債務者　前田　純江
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０３４号
福岡県古賀市久保1251番地21
債務者　田中　清子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０３７号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4307番地１　グランディスⅡ－102号
債務者　矢野　浩二
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０３８号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4307番地１　グランディスⅡ－102号
債務者　矢野　京子（旧姓中橋）
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０４０号
福岡市城南区田島４丁目９番４号
債務者　竹中紀代美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４３号
福岡県大牟田市大字草木1116番地１
債務者　井上　文彦
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１７０号
山梨県笛吹市八代町永井1160番地８
債務者　加賀美敏樹
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係